

受験対象者（受験資格）

1 対象者、 2 受験地 の両方を満たしていることが必要です。

1 対象者

受験対象者		必要実務経験期間
法定資格	「別表1」に掲げる法定資格を有し、その資格に基づく業務に従事する者	通算した実務経験期間が、 5年以上 、かつ、当該業務に従事した日数が 900日以上 ※法定資格の場合、当該資格の「登録日以降」で当該資格に係る業務に従事した期間を算定する。
相談援助業務	「別表2」に掲げる施設等において、相談援助業務に従事する者	

「別表1」 法定資格

コード	資格名	コード	資格名	コード	資格名
01	医師	08	理学療法士	15	はり師
02	歯科医師	09	作業療法士	16	きゅう師
03	薬剤師	10	視能訓練士	17	柔道整復師
04	保健師	11	義肢装具士	18	栄養士・管理栄養士
05	助産師	12	歯科衛生士	19	社会福祉士
06	看護師	13	言語聴覚士	20	介護福祉士
07	准看護師	14	あん摩マッサージ指圧師	21	精神保健福祉士

「別表2」 相談援助業務

コード	対象事業及び施設	対象となる職種	規定する法令・通知等
31	特定施設入居者生活介護	生活相談員	指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成11年厚生省令第37号）第175条第1項第1号
32	地域密着型 特定施設入居者生活介護	生活相談員	指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成18年厚生労働省令第34号）第110条第1項第1号
33	地域密着型 介護老人福祉施設入所者生活介護 （地域密着型特別養護老人ホーム）	生活相談員	指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成18年厚生労働省令第34号）第131条第1項第2号
34	介護老人福祉施設 （特別養護老人ホーム）	生活相談員	指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準（平成11年厚生省令第39号）第2条第1項第2号
35	介護老人保健施設	支援相談員	介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準（平成11年厚生省令第40号）第2条第1項第4号
36	介護予防 特定施設入居者生活介護	生活相談員	指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成18年厚生労働省令第35号）第231条第1項第1号
37	計画相談支援	相談支援専門員	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定計画相談支援の事業の人員及び運営に関する基準（平成24年厚生労働省令第28号）第3条
38	障害児相談支援	相談支援専門員	児童福祉法に基づく指定障害児相談支援の事業の人員及び運営に関する基準（平成24年厚生労働省令第29号）第3条
39	生活困窮者自立相談支援事業	主任相談支援員	生活困窮者自立支援事業等の実施について（平成27年7月27日社援発0727第2号厚生労働省社会・援護局長通知）の別紙（別添1）自立相談支援事業実施要領3(2)ア

業務について

- ▶業務については、**要援護者に対する直接的な対人援助**が、当該者の**本来業務**として明確に位置づけられていることが必要です。
- ▶法定資格を有しながら、要援護者に対する直接的な対人援助ではない業務（研究、教育、営業、事務等）を行っているような期間は、実務経験期間には含まれません。
- * 22、23 ページの「よくある質問・受験資格に関すること」を参照のこと

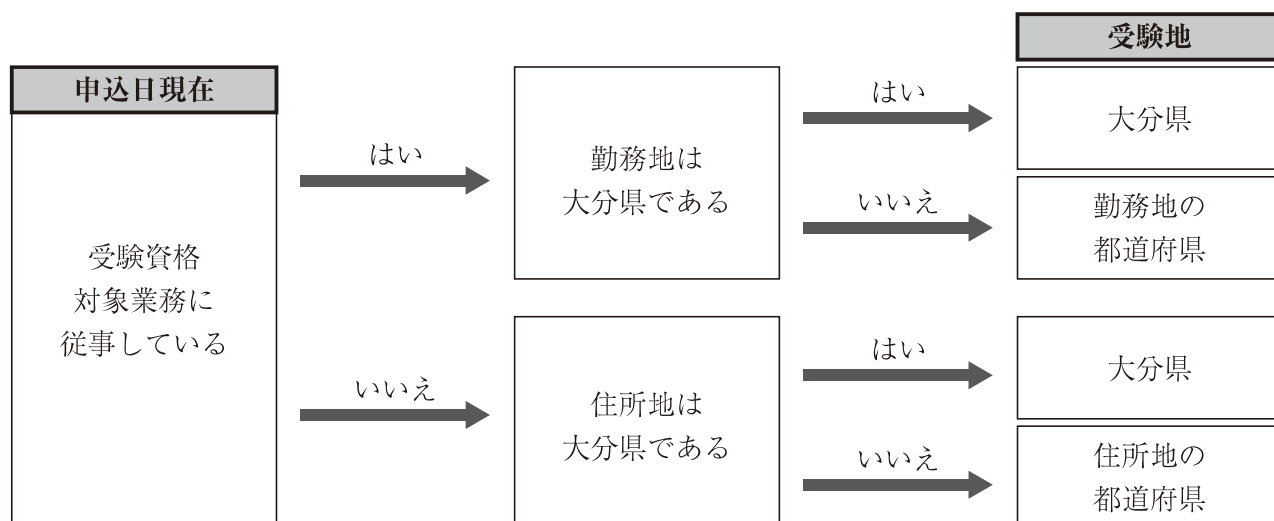
実務経験期間・従事日数の考え方

- ①実務経験期間とは、受験者が受験資格である業務を行っていた期間をいいます。
- ②育児休業・病気休業・介護休業・休職期間は、実務経験期間から除きます。
（ただし、産前産後休暇（業）は、実務経験期間に算入されます。）
- ③実務経験期間は、試験日の前日までの期間を算入することが可能です。
→9 ページ〈実務経験『見込』で申込みをした場合〉参照
- ④実務経験期間の日数換算は、1 日の勤務時間が短い場合も 1 日勤務したものとみなします。
- ⑤従事日数は、実際に業務に従事した日数であり、休日・休暇・病気・休職等で業務に従事しなかった日は含まれません。

2 受験地

大分県が受験地となる者

- ①申込日現在、受験資格に該当する業務に従事している場合は、その勤務地が大分県内であること。
- ②申込日現在、受験資格に該当する業務に従事していない（現在、無職あるいは他の業務に従事）場合は、住所地が大分県内であること。



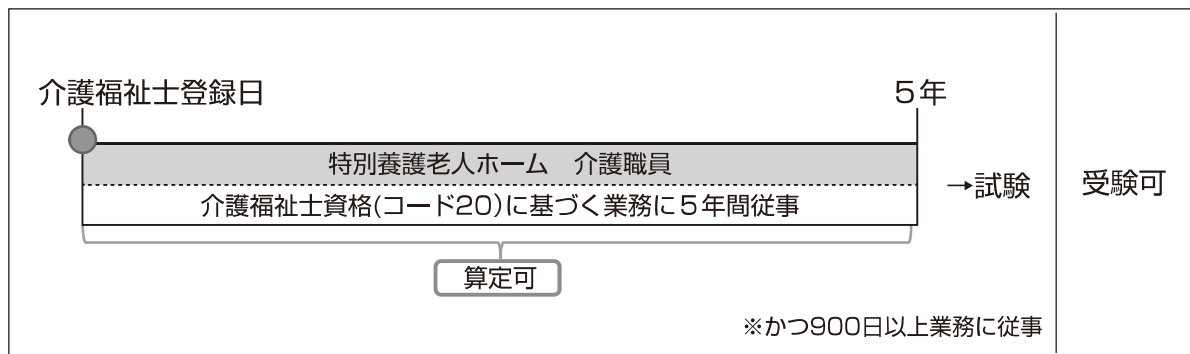
3 受験対象者についての留意点

以下の事項に該当する者については、試験に合格し、介護支援専門員実務研修を修了しても、介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）第69条の2に定める登録を受けることができません。

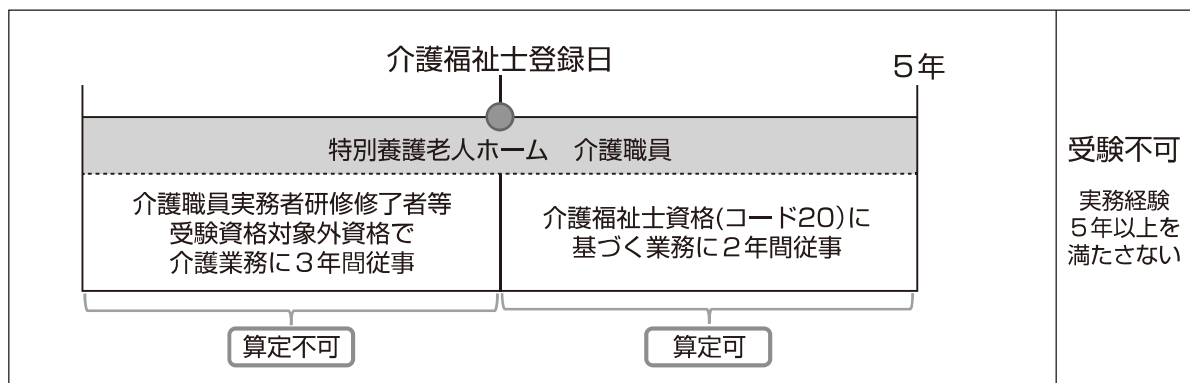
- (ア) 心身の故障により介護支援専門員の業務を適正に行うことができない者として厚生労働省令で定めるもの
- (イ) 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者
- (ウ) 法その他国民の保健医療若しくは福祉に関する法律で政令で定めるものの規定により罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者
- (エ) 登録の申請前5年以内に居宅サービス等に関し不正又は著しく不当な行為をした者
- (オ) 法第69条の38第3項の規定による禁止の処分を受け、その禁止の期間中に法第69条の6第1号の規定によりその登録が消除され、まだその期間が経過しない者
- (カ) 法第69条の39の規定による登録の消除の処分を受け、その処分の日から起算して5年を経過しない者
- (キ) 法第69条の39の規定による登録の消除の処分に係る行政手続法（平成5年法律第88号）第15条の規定による通知があった日から当該処分をする日又は処分をしないことを決定する日までの間に登録の消除の申請をした者（登録の消除の申請について相当の理由がある者を除く。）であって、当該登録が消除された日から起算して5年を経過しないもの

4 実務経験期間算定の具体例

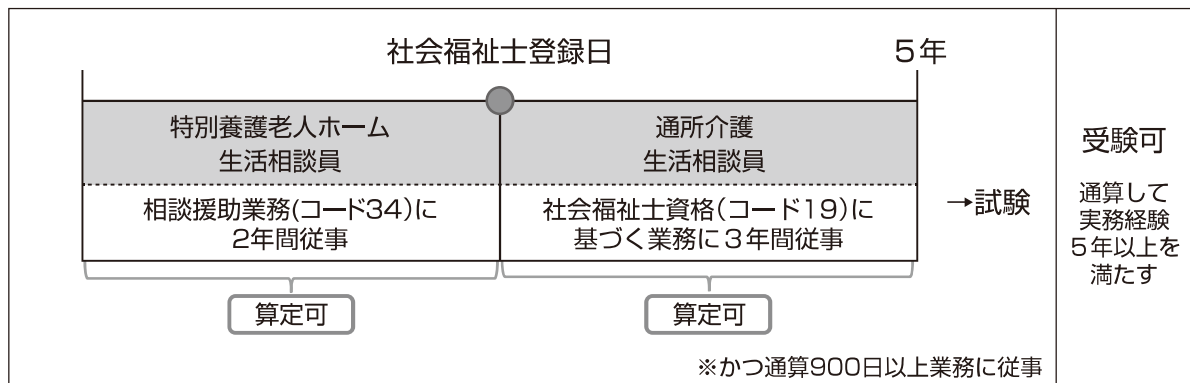
例 1



例 2



例 3



例4

法定資格なし 5年 <table border="1"> <tr> <td>介護老人保健施設 支援相談員</td> <td>特定施設入居者生活介護 生活相談員</td> </tr> <tr> <td>相談援助業務(コード35)に 2年間従事</td> <td>相談援助業務(コード31)に 3年間従事</td> </tr> </table> →試験 算定可 算定可 ※かつ通算900日以上業務に従事	介護老人保健施設 支援相談員	特定施設入居者生活介護 生活相談員	相談援助業務(コード35)に 2年間従事	相談援助業務(コード31)に 3年間従事	受験可 通算して 実務経験 5年以上を 満たす
介護老人保健施設 支援相談員	特定施設入居者生活介護 生活相談員				
相談援助業務(コード35)に 2年間従事	相談援助業務(コード31)に 3年間従事				
法定資格なし 5年 <table border="1"> <tr> <td>特定施設入居者生活介護 介護職員</td> <td>特定施設入居者生活介護 生活相談員</td> </tr> <tr> <td>介護職員実務者研修修了者等 受験資格対象外資格で 介護業務に2年間従事</td> <td>相談援助業務(コード31)に 3年間従事</td> </tr> </table> 算定不可 算定可	特定施設入居者生活介護 介護職員	特定施設入居者生活介護 生活相談員	介護職員実務者研修修了者等 受験資格対象外資格で 介護業務に2年間従事	相談援助業務(コード31)に 3年間従事	受験不可 実務経験 5年以上を 満たさない
特定施設入居者生活介護 介護職員	特定施設入居者生活介護 生活相談員				
介護職員実務者研修修了者等 受験資格対象外資格で 介護業務に2年間従事	相談援助業務(コード31)に 3年間従事				

例5

薬剤師登録日 調剤薬局勤務 薬剤師資格(コード03)に基づく、薬剤師業務に5年間従事 5年 →試験 算定可 ※かつ900日以上業務に従事	受験可
薬剤師登録日 製薬会社勤務 製薬会社での研究部門業務に5年間従事 5年 算定不可	受験不可 要援護者に対する直接的な対人援助業務に該当しない